

# Tax News Flash

March 2023

## VAT制度の再分類

税務規定調和法（「HPP法」）の施行以降、VAT制度の適用を再確認しあつ明確にするために政府規則第49号（「GR-49」）が発行された。

GR-49はVAT課税対象となる物品やサービスのカテゴリーとその分類、それに関連したVAT制度の新規定あるいは更新した規定を含んでいる。ただし、一部の条項は基本的に既存のガイダンスを編集したものである。GR-49はVAT非課税や不徴収について下記3つのカテゴリーを明記している。

- i. 特定の非課税物品・サービスにかかるVAT非課税
- ii. 一定のVAT課税物品・サービスおよび戦略的なVAT課税物品・サービスにかかるVAT免除
- iii. 一定のVAT課税物品・サービスおよび戦略的なVAT課税物品・サービスにかかるVAT不徴収

VAT非課税対象の物品・サービスの提供、またはVAT免除となる物品・サービスの提供において生じる仕入VATは、売上VATから控除できない。ただし、VAT課税対象であるがVAT不徴収となる物品・サービスの提供において生じる仕入VATは控除可能である。

GR-49の注目すべき点の1つは、健康衛生、社会、金融、保険、教育、公共交通機関、およびアウトソーシングサービスにかかる変更である。これらは従前の実施規定ではVAT非課税サービスのカテゴリーに分類されていたが、VAT免除が適用される戦略的なVAT課税サービスになった。このカテゴリーはHPP法によって初めて導入されている。税務管理上の観点から、このVAT課税サービスを提供するVAT課税業者は、VATインボイスの発行と管理を求められる可能性がある。詳細については今後別途ガイダンスが発行される予定である。

次の表ではVAT制度の分類について現時点で適用されうる範囲で説明する。

	VAT非課税対象物品・サービス	VAT課税対象であるが一定の税制優遇あり
税制	N/A	VAT免除
物品・サービスの分類とその例		
- 非課税物品・サービス	- ホテルやレストランで提供され地方税の課税対象となる飲食物	- 国家の外貨準備のための資金や金塊

VAT非課税対象物品・サービス	VAT課税対象であるが一定の税制優遇あり
- 一定のVAT課税物品・サービス N/A	- ワクチン・教科書など - 宗教的施設、自然災害における一時的なシェルター - 地方税が課されるサービス(駐車、芸術、娯楽サービス) - 宗教関連のサービス、政府によるサービス
- 戰略的VAT課税物品	- 資本財、電気(世帯が6,600VA以上使用する場合を除く) - 海上輸送、航空輸送、電車 - 国家の外貨準備目的以外の金塊
- 戰略的VAT課税サービス	- 海上輸送、航空輸送、電車にかかるサービス - 一般的な共同住宅 - 必需食料品 <sup>1</sup> (米、塩、肉、卵) - 産地から直接採掘された鉱産物 <sup>2</sup> (原油、天然ガス、地熱、鉱物) - 政府が公的使用で輸入する物品 - 健康・衛生、社会、金融、保険、教育、公的交通機関、アウトソーシングサービス <sup>3</sup> - 一般的な共同住宅
- 輸入	マスターリストに基づくVAT課税物品の輸入は輸入関税が免除

免税証明書の要否	
否	- 一定のVAT課税物品・サービス: 否 - 戰略的VAT課税物品: 物品によって必要・不要が変わる - 戰略的VAT課税サービス: サービスによって必要・不要が変わる - 一定のVAT課税物品・サービス: 財務省令で今後規定される - 戰略的VAT課税物品: 財務省令で今後規定される - 戰略的VAT課税サービス: サービスによって要・不要が変わる - 輸入: 否

売上毎のVATインボイス発行要否	
否	- 一定のVAT課税物品・サービス: 否 - 戰略的VAT課税物品: 物品によって必要・不要が変わる - 戰略的VAT課税サービス: サービスによって必要・不要が変わる - 一定のVAT課税物品・サービス: 財務省令で今後規定される - 戰略的VAT課税物品: 財務省令で今後規定される - 戰略的VAT課税サービス: サービスによって要・不要が変わる - 輸入: 否

<sup>1</sup> 従前は非課税物品

<sup>2</sup> 従前は鉱物以外はVAT非課税物品

<sup>3</sup> 従前はVAT非課税サービス

## VAT申告書での申告要否

要

要

要

GR-49はVAT免税が適用される一定のVAT課税物品・サービスの輸入・販売<sup>4</sup>、およびVAT免除が適用される戦略的なVAT課税物品・サービスの輸入・販売<sup>5</sup>に関する従前の実施規則を無効にしている。また、VAT免税が適用される浄水の販売<sup>6</sup>、およびVAT不徴収の対象となる特定の公共交通機関の車両および関連サービスの輸入・販売<sup>7</sup>も無効にしている。

GR-49は2022年4月1日に遡って適用される。2022年4月1日から2022年12月11日の間に発生し、かつ新しいVATのカテゴリーに基づきVATが徴収されるべきではない取引に関し、そのVATはすでに売り手に支払われている。その対応について下記のとおりである。

- VAT課税業者である売り手の場合：
  - i. 徴収したVATは税務局に納付する。
  - ii. 上記で説明したとおり仕入VATは控除される。
- VAT課税業者である買い手の場合: VAT課税業者である売り手に支払ったすべての仕入VATは控除可能となる。
- VAT課税業者ではない買い手の場合: VAT課税業者である売り手に支払ったすべての仕入VATは払い戻される。詳細なガイダンスは別途財務省令で規定される予定。

## KPMGコメント

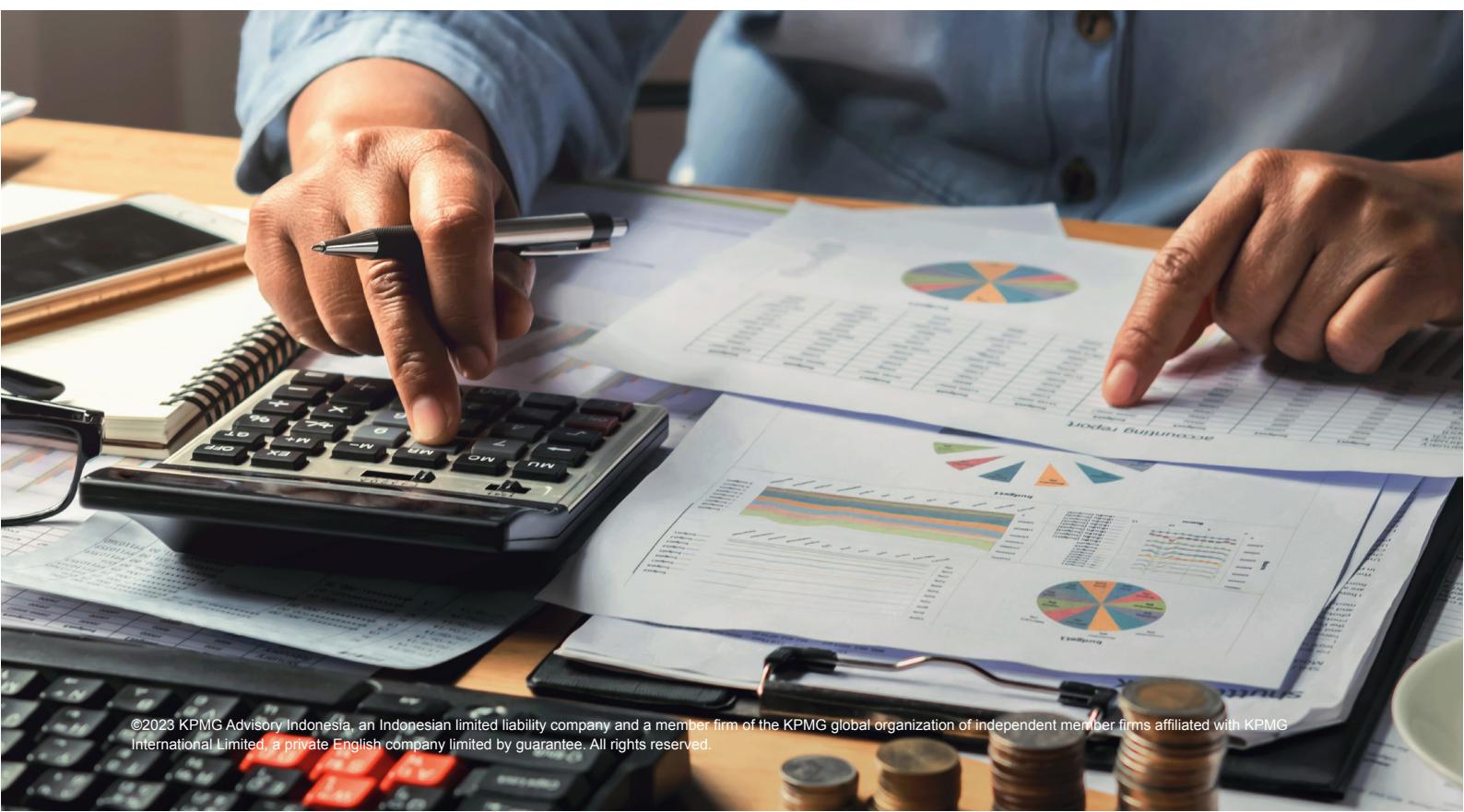
一般的に、VAT課税対象とVAT非課税対象の物品・サービスの分類の変更はVAT支払額の計算には影響を与えない。事業納税者はこの変更が例えばVATインボイス、免税証明書あるいはVAT申告のようなVAT義務の管理に影響を与えるかどうか留意する必要がある。VAT法の基本原則は、特に明記されていない限り、実態よりも形式を優先するということに注意を要する。この規定に関して追加の説明が必要な場合、KPMGの担当者にお問い合わせください。

<sup>4</sup> 政府規則2000年第146号の条項とその修正

<sup>5</sup> 政府規則2015年第81号の条項とその修正

<sup>6</sup> 政府規則2015年第40号の条項とその修正

<sup>7</sup> 政府規則2019年第50号の条項



# お問合せ先

## KPMG Advisory Indonesia

### 税務サービス

33<sup>rd</sup> Floor, Wisma GKBI  
28, Jl. Jend. Sudirman  
Jakarta 10210, Indonesia  
電話: +62 (0) 21 570 4888

### ジャパンデスク

#### 三竿 祥之

#### Country Deputy Head of Japanese Desk

[Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id](mailto:Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id)

#### 尾花 宏

[Hiroshi.Obana@kpmg.co.id](mailto:Hiroshi.Obana@kpmg.co.id)

#### 足立 陽子

[Yoko.Adachi@kpmg.co.id](mailto:Yoko.Adachi@kpmg.co.id)

### ローカル責任者

#### Abraham Pierre

#### Head of Tax Services

[Abraham.Pierre@kpmg.co.id](mailto:Abraham.Pierre@kpmg.co.id)

[kpmg.com/id](http://kpmg.com/id)

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2023 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.